

きくよう みんなの応援券事業Q & A (対象店用)

対象店の登録等について

Q 1 応援券の対象店として登録をしたいのですが、登録できる期間を教えてください。

A 1 令和 8 年 1 月 21 日（水）から令和 8 年 6 月 30 日（火）までです。

Q 2 対象店の登録資格を教えてください。

A 2 町内に事業所又は店舗等を有する事業者とし、町内の店舗に限り応援券を利用可能とできるもの。

Q 3 エステや美容院を営営していますが、応援券の対象店に登録可能でしょうか？

A 3 登録可能です。業種に関わらず、小売り、飲食、サービスなど、すべての事業者が登録可能です。

Q 4 対象店に登録する費用や換金に係る手数料は必要ですか？

A 4 無料です。登録料、換金手数料はかかりません。

Q 5 複数店舗で登録をしたいのですが、一括で登録することはできますか？

A 5 店舗毎に登録が必要です。

Q 6 振込口座は銀行以外でも登録できますか？

A 6 信用金庫や信用組合の口座でも登録可能です。法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者名義の口座を登録してください。

Q 7 事業の途中で振込口座の変更はできますか？

A 7 菊陽町商工会へご相談ください。

Q 8 対象店の申込みをしました。承認されたかを教えてください。

A 8 書類に不備や確認事項がある場合は、商工会から連絡があります。問題ない場合は何も連絡はなく、承認されます。1 週間程度で下記サイトに記載されますのでご確認ください。(商工会にご連絡いただければ、承認されているかどうかお応えいたします。)

承認後に、対象店用のポスター等を商工会までとりに来てください。

<URL> <https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0035290/index.html>



Q 9 他店舗の登録状況を教えてください。

A 9 他店舗の登録状況については、上記ホームページに掲載する「対象店一覧」にて各自で登録された店舗をご確認ください。

Q 1 0 応援券の利用はいつからスタートしますか？

A 1 0 4月1日（水）からスタートしますが、事前に対象店の登録が必要です。申込みを4月1日（水）以降に行った場合は、承認を受けた日から利用可能です。承認にあたり、チラシを配付しますので、掲示してください。

Q 1 1 対象店になった場合、別途準備しなければならない設備等がありますか？

A 1 1 特にありません。

Q 1 2 対象店の承認の際に配布されたチラシを貼る必要はありますか？

A 1 2 利用者が応援券の利用対象店舗だと認識できるよう、見えやすい場所にチラシを掲示してください。

応援券について

Q 1 3 応援券と現金を併用しての支払いは可能ですか？

A 1 3 併用してのお支払が可能です。

Q 1 4 コーヒーチケットや店舗独自の回数券などの購入に応援券を利用できますか？

A 1 4 コーヒーチケットや店舗独自の回数券を購入することはできません。

Q 1 5 誤って他店舗の押印がある応援券を受け取ってしまいました。

A 1 5 他店舗の押印がある応援券は換金できません。
利用者から受け取る前に、応援券裏面の「対象店記入欄」に記載や押印がないことを確認してください。

Q 1 6 応援券を破損・汚損した場合は換金ができますか？

A 1 6 「応援券名」「券面額」「管理番号」が目視で確認できない場合は換金できません。保管の際はご注意ください。

Q 1 7 応援券の不正を見抜く方法はありますか？

A 1 7 コピーガードが施されています
(コピーの場合は、券の表面右下部に『C O P Y』と表記されます)。
対象店に配付する応援券の見本と紙質や色合いなどが相違ないか、ご確認ください。

Q 1 8 受け取った応援券が偽物だった場合どのように対処したらよいですか？

A 1 8 応援券の受け取りを拒否し、速やかに警察に通報してください。その後、町役場（商工振興課）と菊陽町商工会に連絡してください（休日の場合は、翌営業日に連絡をお願いします）。

Q 1 9 十分な注意を払っても偽造された応援券を受け取った場合、その責任は誰が負うのですか？

A 1 9 店舗側で責任を負っていただく（換金できない）こととなりますので、偽造された応援券を受け取らないようご注意ください。

Q 2 0 お釣りはいらないとされた場合はどうすればよいですか？

A 2 0 本券はもともとお釣りが出ない仕組みとなっております。
本券額以下の金額でも決済自体は可能ですが、お客様の不利益を避けるため、なるべく券面額以上でのご利用をお勧めください。

Q 2 1 お店負担でお釣りを支払ってもよいですか？

A 2 1 店の負担であってもお釣りは出さないでください。

Q 2 2 応援券を使って購入された商品が返品された場合、どのように返金すればいいですか。

A 2 2 受け取った応援券には裏面に受領日や店名を記入しているため再利用ができません。そのため、現金で返金しても構いません。

Q 2 3 店舗独自に販促ポスターやのぼりを作成してもいいですか。

A 2 3 作成いただいて構いません。券面やポスターのデータをご利用になる場合は、データをお送りしますので、菊陽町商工振興課までご連絡ください。

応援券の換金について

Q 2 4 換金できる期間を教えてください。

A 2 4 4月1日から8月19日までの平日（10時～16時）に商工会窓口で換金請求できます。請求後最初の締め日から10日程度で指定の口座に振り込まれます。（締め日は以下のとおり）

8月19日を過ぎると換金できなくなりますので、ご注意ください。

換金請求の締め日	振込予定日
令和8年4月10日(金)	左記締め日から10日程度
令和8年4月24日(金)	
令和8年5月13日(水)	
令和8年5月26日(火)	
令和8年6月10日(水)	
令和8年6月24日(水)	
令和8年7月9日(木)	
令和8年7月月23日(木)	
令和8年8月5日(水)	
令和8年8月19日(水)	

Q 2 5 支払われた応援券はどのように管理・報告したらよいですか？

A 2 5 使用された応援券は換金するまで、大切に保管をお願いします。換金手続は、「きくようみんなの応援券利用対象店用マニュアル」でご確認ください。

Q 2 6 応援券の利用期間を過ぎていますが、応援券を受け取ってしまいました。換金できますか？

A 2 6 利用期間を過ぎてから受け取られた応援券は換金対象外です。受け取らないよう、注意してください。

Q 2 7 応援券への書き込みをしてもよいですか？

A 2 7 裏面の記入欄に利用日等の書き込みは構いませんが、「応援券名」「券面額」「管理番号」が目視で確認できない場合は、換金できなくなりますので、ご注意ください。

Q 2 8 応援券裏面の対象店記入欄にある受領店名の記入方法を教えてください。

A 2 8 受領日及び店舗名を直筆（油性マーカーや消せないボールペン）又はスタンプ等で押印してください。

※換金に必要な情報は、「店舗名」のみです。目視の際に「店舗名」が把握できれば、住所や電話番号の記載があっても問題ありません。

〈応援券 裏面〉

記入例

〈注意事項〉

- ・応援券は、事前に登録された町内の店舗等でのみ利用できます。
- ・応援券でのお支払いの場合は、お釣りは出ません。
- ・応援券を破いたり、汚したりしないでください。破損、汚損がひどい場合は、利用できません。
- ・応援券の偽造、変造、売買、譲渡は行わないでください。偽造や変造を確認した場合は、警察に通報します。
- ・応援券の盗難、紛失等に対して、町は責任を負いません。
- ・利用期間を過ぎると利用できません。(払い戻しありません)

※対象店記入欄 (利用者は記入しないでください)

〈受領日〉 令和 8 年 5 月 1 日

〈受領店名〉 〇〇〇レストラン

・お客様から受け取った応援券は、受領日と受領店名を記入し、換金するまで大切に保管してください。

〈押印の場合〉

※対象店記入欄 (利用者は記入しないでください)

〈受領日〉 令和 8 年 5 月 1 日

〈受領店名〉 【記入例1】 〇〇〇レストラン

〒〇〇〇〇〇〇番地
TEL.096-〇〇〇.〇〇〇〇

【記入例2】
日付入スタンプ

'26.5.1

〇〇〇
レストラン

・お客様から受け取った応援券は、受領日と受領店名を記入し、換金するまで大切に保管してください。